

流山市農業委員会  
平成21年第8回  
総会議事録

平成21年8月25日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成21年第8回総会議事録

1 期日 平成21年8月25日(火)

2 場所 流山市役所304会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(15名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
3番 坂巻 忠志	4番 中村 敏則
5番 大作 榮	6番 根本 隆
7番 小林 常男	8番 須郷 英夫
9番 水代 啓司	10番 渋谷 辰夫
11番 戸部 源房	12番 秋間 高義
13番 石井 勇	14番 大塚 侃
16番 高市 正義	

5 欠席委員(1名)

15番 秋谷 博

6 書記名 臨時職員 乗松 健

7 事務局 事務局長 池田 孝  
事務局次長 岡田 敏夫  
事務局次長補佐 吉田 勝実

8 会議目次

(1) 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について	1
(2) 議案第38号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	3
(3) 議案第39号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	4
(4) 報告第9号 総合農政検討委員会の報告について	5
(5) 報告第10号 利用権の中途解約に係る通知について	・・・6
(6) 報告第11号 専決処理の報告について	・・・7

開会 午後3時03分

高市議長 それでは、ただいまから平成21年第8回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員14名、欠席委員は2名であります。

よって定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員を指名いたします。13番石井委員、14番大塚委員を指名いたします。

また、会議の書記として乗松臨時職員を任命いたします。

これより議事に入ります。

本日の議案につきましては、お手元に配布してありますとおり、議案第37号から議案第39号及び報告第9号から報告第11号であります。

それでは、議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の1ページでございます。

議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が下記のとおりあったので、意見を求める。

平成21年8月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の利用集積は、新規が1件、更新が2件でございます。

まず、新規でございますが、流山市南の田、1,021㎡でございます。議案案内図は、1ページでございます。

次に、議案書の2ページでございますが、更新の1番でございます。流山市南の田、2筆、畑、1筆、計3筆、1,937㎡でございます。議案案内図は同じく1ページでございます。

次に、更新の2番でございます。流山市平方の田、894㎡でございます。議案案内図は2ページでございます。

次に、議案書の3ページでございますが、今年度の利用集積事業の累計表でございます。また、各委員別の利用集積事業実績表を配布させていただいておりますので、御参考にさせていただきたいと思っております。引き続き新規の掘り起こしに御尽力をお願い申し上げます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。渋谷委員長。  
渋谷委員長 議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

最初に新規の1番ですが、本件につきましては審議に先立ちまして、権利者からのヒアリングを行いました。このヒアリングの主な内容ですが、初めに、権利者の営農状況からお聞きしました。権利者は16年前頃から農業を始め、現在の耕作面積は、田が約2町3反、畑が約1町2反でありました。なお、これらの農地は全て小作地で、耕作に当たっては有機農法によって営農を行っております。農業従事者は、権利者のほか常時雇用者が2名で、その他にも週に2・3人の方が手伝いに来ているとのことでありました。

次に、農業収入は1,000万円を超えることができるようになり、農機具の所有もトラクターのほか、田植機や乾燥機など営農に必要な農機具をひとつと揃えられるようになったとのことでありました。また、今後の希望としては、あと5反歩程度を拡大し、大豆や麦、玉ねぎなどを作っていきたいということでありました。

次に、有機農法と雑草の処理についてお聞きしました。稲作については、チェーン除草を取り入れ効果をあげているそうでありまして、畑作では、マルチを多く使うことによって草取りの負担を減らしているとのことでありました。また、除草を行う場合は、周りの道や隣接地の除草から先に行うよう農業従事スタッフにも指示をしているそうでありましたが、この点につきましては、近隣の耕作者に迷惑をかけないように本小委員会におきましても再度、要望を申し伝えました。

最後になりましたが、権利者が耕作している農地の多くは、まだ農地法等の手続きを行っておりません。このため、法的に必要な手続きを取るよう第2小委員会からも指導をしていただいたところですが、このたび、権利者から、この借地リストが提出され、現在、事務局で土地所有者の確認などを行っているとのことでありました。これによりまして、今後、地元の農業委員の方のご協力もいただきながら、ヤミ小作地の解消を図っていきたいと思っております。

次に、更新の1番と2番ですが、貸借期間が満了することに伴い、引き続き貸借を継続したいというものであります。また、現在の耕作状況につきましても、適正に管理及び耕作が行われておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。  
高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案については、承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第38号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の4ページでございます。

議案第38号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成21年8月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の証明願は、2件でございます。

まず、1番でございますが、流山市芝崎の登記簿田、現況宅地、384㎡でございます。議案案内図は、3ページでございます。土地の地目変更登記申請をするため、証明願があったものでございます。

次に、2番でございますが、流山市名都借の登記簿畑、現況宅地、2筆、1,045㎡でございます。議案案内図は、4ページでございます。こちらにつきましても土地の地目変更登記申請をするため、証明願があったものでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第38号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を報告いたします。

本案につきましては、審議に先立ちまして現地調査を行っております。最初に1番であります。申請地の地目は田となっておりますが、昭和58年頃から住居が建てられている宅地部分と一緒に利用しているということで、現地を確認したところ、宅地の一部として現在も使用されておりました。また、申請書の提出にあたっては、昭和63年に撮影された航空写真及び申請地の固定資産税が宅地課税となっている旨の評価証明書が添付されておりました。

なお、申請地の地目は田ということで、土地改良区の区域内に入っておりましてことから、今回の申請とともに土地改良区の地区除外の手続きも行っているとのことであります。

次に2番であります。申請地の地目は畑となっておりますが、権利者の親の代からこの地に住み、昭和56年頃には今の住宅が建てられたということで、現地を確認したところ、宅地として現在も使用されておりました。また、本件につきましても申請書の提出にあたっては、昭和63年に撮影された航空写真及び申請地の固定資産税が宅地課税となっている旨の評価証明書が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもってそれぞれ証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、証明することに決定いたしました。

次に、議案第39号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の5ページでございます。

議案第39号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

平成21年8月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

本案につきましては、相続税の納税猶予の適用を受けて、今年20年を迎える農地の利用状況について松戸税務署から確認の依頼があったものでございまして、今月は2件でございます。

まず、1番でございますが、流山市南の田3筆、畑1筆、計4筆、3,473㎡でございます。議案案内図は5ページでございます。

次に、2番でございますが、議案書の6ページと7ページでございます。流山市西深井の畑、4筆、4,663.25㎡でございます。議案案内図は7ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第39号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査を実施し、審議を行いました。最初に1番の現地の状況であります。田の3筆につきましては、水稻の作付けが行われております。また、畑1筆には、サトイモが作付けされておりました。

次に2番の現地の状況であります。種井下にある畑1筆につきましては、草刈りが行われております。また、五ノ割の畑3筆につきましては、トウモロコシやネギの作付けと耕起が行われておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、現況地目どおりとして回答するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

( 3番 坂巻委員 入室、着席 )

( なしの声あり。 )

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、農地とすることに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、農地として回答することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第9号「総合農政検討委員会の報告について」報告を求めます。戸部委員長。

戸部委員長 報告第9号「総合農政検討委員会の報告について」御報告いたします。

総合農政検討委員会は、去る5月22日、委員多数のご出席をいただき開催いたしました。当日の議題は、「平成21年度農業委員農政視察研修について」であります。事務局から今年度の視察先と日程について、提案があった

ところですが、まず、視察先については、農林水産省が昨年公表した「農地改革プラン」に基づき、本年6月、農業委員会が策定した「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画」のうち、認定農業者等担い手の育成及び確保の実効性を期するため、福島県会津若松市で会員相互の情報交換、講演会・セミナーの開催、先進地視察などの自己研鑽を目的として、平成17年に設立され、総会員数127名を数え、積極的な共同・全体事業を展開している会津若松市認定農業者連絡協議会と、最近の大変厳しい農業環境に鑑み、特徴的な地形と気候を生かした多様な農業が営まれ、全国的にも有名な桃をはじめとする高品質な果樹、野菜、良食味米等が生産され、また、農業後継者育成のための農業短期大学の運営や、農薬・肥料の適正使用の指導、病害虫の発生予察事業、有機農産物の認証等を行うなど、安全農業推進部等先進的な多様な農業に技術的な面から貢献するための研究開発を行っている福島県農業総合センターを、さらに、町と村の関係を見直すことが重要であると考え、生活のあらゆる分野で創造と実践の活動を続けている福島県三春町の三春の里田園生活館を視察することといたしました。

次に日程については、10月総会終了後の10月26日(月)、27日(火)といたしましたので、ご予定のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、視察先とは、既に受け入れについての協議が整い、了承を得ております。以上で総合農政検討委員会の報告とさせていただきます。

高市議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり。)

戸部委員長 皆さんと協議をした結果を踏まえて、厳しくやっていきますのでよろしく申し上げます。

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 報告第10号「利用権の中途解約に係る通知について」報告を求めます。吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の8ページでございます。

報告第10号 利用権の中途解約に係る通知について

農地法第20条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成21年8月25日報告 流山市農業委員会長 高市 正義

本件につきましては、平成21年8月4日付けで合意解約したため通知があったものでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました、ご質問、ご意見がありましたら承ります。

戸部委員（１１番）中途解約の理由はなんですか。

吉田次長補佐 借り受けの方が高齢のためということでございます。

戸部委員（１１番）何歳なのですか。

吉田次長補佐 ８１歳でございます。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり。）

高市議長 特にないようですので次に進みます。

高市議長 報告第１１号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは議案書の９ページでございます。

報告第１１号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第７条第１項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２１年８月２５日報告 流山市農業委員会長 高市 正義

まず１番、農地法第４条第１項第５号の規定による届出でございます。これは先月の７月分でございます、全部で４件の届出がございました。転用目的別では住宅用地が４件でございます。以上４件、４筆、 $2,221\text{m}^2$ 、内訳は田、１筆、 $545\text{m}^2$ 、畑３筆、 $1,676\text{m}^2$ ございました。

次に議案書の１０ページでございます。

２番、農地法第５条第１項第３号の規定による届出でございますが、これも７月分でございます、全部で１４件の届出がございました。移転の原因別では、売買が１２件、賃貸借が１件、使用貸借が１件でございます。転用目的別では、専用住宅が１１件、歯科医院用地が１件、診療所用地が１件、公衆用道路が１件でございます。以上１４件、２０筆、 $10,087\text{m}^2$ 、内訳は田が１筆 $534\text{m}^2$ 、畑が１９筆 $9,553\text{m}^2$ でございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

（なしの声あり。）

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、定例総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時30分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成21年8月25日

議長 流山市農業委員会会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 石井 勇

流山市農業委員会委員 大塚 侃